

# 理事会規程

新規 令和2年1月4日

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、「本協会」という）定款第7章34条の規定に基づき、理事会の組織、権限および運営に関する事項について定め、理事会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (構成等)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

## (役員を選任)

第3条 理事及び監事を役員と言い、社員総会において代議員の中から選出する、

2 理事は社員総会において代議員の中から選出される理事と理事会推薦による外部理事の2種類とする。

3 役員は、加盟チームから公平に2～3名ずつ選出しなければならない。

4 理事会で任命する加盟チームの責任者であるチーム代表者、強化責任者は、代議員の中から選出する理事でなければならない。

5 第2項で選出する役員のうち、女性理事の目標割合を40%以上とする。

## (役員再任回数)

第4条 理事、監事の任期はそれぞれにおいて通算で最長8年（4期）までとする。

2 理事、監事が最長の任期を全うした場合でも、離職2期（4年）以上経過すれば、再度、本協会の理事、監事となることができる。

3 前2項の定めに関わらず、国際ろうスポーツ委員会等の役職に指名された場合等には、任期は最長で12年（6期）とすることができる。

## (役員就任時の年齢)

第5条 役員は就任時（就任年度の4月1日現在）においてその年齢が75歳未満でなければならない。役員が任期の途中において75歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することができる。

## (外部理事)

第6条 就任（及び再任）時点で、次の（1）～（3）のいずれにも該当しない者を外部理事と

して登用することができる。

(1) 本法人と「緊密な関係」がある者

- ・ 現在又は過去4年間の間に本協会の役員又は代議員であった
- ・ 本協会加盟チームの強化コーチ、強化スタッフである
- ・ 本協会役員の親族（4親等以内）である

(2) 本法人加盟チームから日本代表選手として冬季デフリンピックへの出場経験がある又は指定強化選手として指定を受けたことがある者

(3) 指導するチーム又は個人選手が本協会と深く関わりのある競技の全国レベルの大会で入賞する等、当該競技の指導者として高い指導実績を有している者

2 外部理事の目標割合を25%以上とする。

#### (役員以外の出席)

第7条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

#### (理事会の開催)

第8条 定時理事会は、毎事業年度2回以上とし、原則として2月及び5月に開催する。

2 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

3 理事会は文字チャット会議もしくはテレビ会議などの電磁的方法により理事会を開催することができる。ただし、その場合は各理事及び監事の文字等が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。

#### (招集権者)

第9条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは副会長・事務局長の順にあたり、これにあたることのできない場合、さらにあらかじめ理事会において定款37条2項の定めに従って、副会長が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面を持って、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前3項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

#### (招集手続)

第10条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対し発しな

なければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### (欠席)

第11条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合は、あらかじめ招集権者に対してその旨を通知しなければならない。

#### (議長)

第12条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは副会長・事務局長の順にあたり、これにあたることができない場合、さらにあらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

#### (決議の方法)

第13条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時とき、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は理事として表決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

#### (決議事項)

第14条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会に関する事項
  - (2) 理事に関する事項
  - (3) 組織及び人事に関する事項
  - (4) 財産及び財務に関する事項
  - (5) 重要な業務執行に関する事項
  - (6) 諸規程の策定、並びにその改廃に係る事項
  - (7) その他理事会の議案にふさわしい事項
- 2 会長は、前項の決議事項（法定事項は除く）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の議決を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

**(報告)**

第 15 条 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 本協会との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事及び監事は、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、定款第 27 条第 3 項に掲げる事項を除き、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

**(議事録)**

第 16 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び電話会議及びテレビ会議などの電磁的方法により出席した理事名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議長及びその会議に出席した監事の記名押印

2 前項の議事録は、10 年間本協会の事務所に備え置かなければならない

**(欠席者に対する通知)**

第 17 条 会長は、理事会の議事の経過の概要及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

**(規格外事項)**

第 18 条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長、副会長で決定する。

**(規程の改廃)**

第 19 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は令和 4 年 1 月 24 日から施行する。